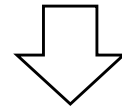


○ スポンサー契約について、以下の手順を経て、適正に審査を実施

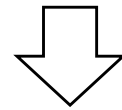
契約・調達委員会（契約手続前） < 11/15 >

契約・調達管理会議（契約手続前） < 11/20 >



公示・希望票受付（11/21-11/28）

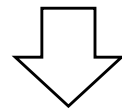
契約・調達会議（資格審査） < 12/3 >



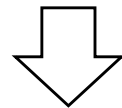
入札期間（12/13～12/23）

契約・調達委員会（契約締結前） < 1/10 >

契約・調達管理会議（契約締結前） < 1/15 >



WA承認 < ～理事会までの間 >



財団理事会 < 1月22日 >

スポンサー契約について世陸財団が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、世陸財団で以下の事項について審査し、当該契約候補者（優先交渉者）と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
入札参加資格等に関する事項	■入札参加希望者について以下の点を審査 ・拠点を日本国内に有する企業、団体等であること ・公募を行った製品/サービスカテゴリーを事業内容として いること ・警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第4条に規定 される東京都公安委員会の認定を受けている者 ・入札説明書に記載する欠格事由に該当していないこと	11/15	契約・調達委員会 （事務次長、総務部長、企画部長、財務部長、業務開発部長、原澤弁護士、黒石公認会計士） 入札説明書の参加資格要件を審査
		12/3	契約・調達会議 （財務部長、総務課長、総合調整課長、予算課長、会計課長） 入札参加希望者の参加資格の有無を審査
利益相反に関する事項	■当財団の役職員における利益相反行為の対象となる取引相手となる者が入札参加希望者にいないこと	12/3	業務開発部長
入札経過等に関する事項	■入札参加者の入札価格を確認し、協賛金額が基準額以上、調達金額が基準額以下、かつ、調達金額から協賛金額を差し引いた額が最小となる組み合わせの事業者を契約候補者（優先交渉者）としていること ※ 契約・調達委員会では、11月21日の入札参加募集、12月3日の契約・調達会議での資格審査、12月24日の開札までの経過等も確認	12/24 開札	業務開発部長
		1/10	契約・調達委員会 （事務次長、総務部長、企画部長、財務部長、業務開発部長、原澤弁護士、黒石公認会計士）

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	東京2025世界陸上サポーター（警備サービス）スポンサーシップ契約
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備考
入札経過に関する事項		
入札額が適当であること	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・入札参加者とそれぞれの入札金額を確認し、協賛基準額を上回る入札があった ・契約候補者の入札金額が、各者の入札金額の中で、最上位の入札金額であった	
契約候補者に関する事項		
入札参加資格を満たしていること	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・拠点を日本国内に有する企業、団体等である ・公募を行った製品/サービスカテゴリーを事業内容としている	
欠格事由に該当しないこと	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受けた者でない ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でない ・大会のイメージが損なわれるおそれがあるなど、スポンサーとなることが適当でないと認められる者でない	
利益相反に関する事項		
利害関係がないこと	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・当契約の意思決定に関与する財団の役職員に、契約候補者と利害関係を有する者がいない	

■ **目的** : 公益財団法人東京2025世界陸上財団と一般財団法人東京マラソン財団が、それぞれの資源及び実績等を活用し、連携してマラソン競技を円滑かつ着実に実施・運営するため、それぞれの役割分担等を定め、連携・協力体制を構築する。

■ **役割分担** :

□ **世界陸上財団**

- ・ 本競技の実施に係る **全体調整** (事業計画等の作成及び提供含む)
- ・ 本競技の実施に係る **経費負担**
- ・ その他、マラソン財団の役割に属さないもので、本競技の実施等に関して世界陸上財団が必要と認めること

□ **マラソン財団**

- ・ 本競技の実施に係る **競技運営業務**
- ・ 本競技の実施に係る **マラソン財団の資源を活用したPR活動**
- ・ 本競技の実施に係る競技運営業務により得られた知識、ノウハウのマラソン財団の事業等への継承
- ・ その他、本競技の実施等に関してマラソン財団が必要と認めること

■ **経費負担** : 世界陸上財団がマラソン財団に支払う経費は、**4.2億円を上限**とする。

■ **協定期間** : 協定締結日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日

■ **署名者** : 世界陸上財団会長、東京マラソン財団理事長